

イ

児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る助産又は母子保護の実施の用

児童福祉法の規定に基づき都道府県の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立生活援助の実施の用

ホ イロハニル 児童福祉法の規定による障害児施設給付費の支給に係る者に対する障害児施設支援の用

三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するとき有限る。）。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用
ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

四 地方公共団体において、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 老人福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス、介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

ハ 介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス又は介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービス

その他これに類するものとして政令で定めるものの用

五 地方公共団体又は更生保護法人（更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。）において、更生保護事業法第四十九条に規定する保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

六 地方公共団体において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。）で、災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。

3 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に準用する。

◎ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）抄

（更生援護の実施者）

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村（特別区を含む。以下同じ。）による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援

護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

- 3 前項の規定の適用を受ける知的障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。
- 4 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

- 5 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「知的障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- 6 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、十八歳以上の知的障害者につき第四項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（市町村の福祉事務所）

- 第十条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第四項各号に掲げる業務又は同条第五項及び第六項の規定による市町村長の業務を行うものとする。
- 2 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- 3 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行うに当たつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

(連絡調整等の実施者)

第十一條 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。

- イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - ハ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者更生相談所)

第十二条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

- 2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。）並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。
- 3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(知的障害者福祉司)

第十三条 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。

- 2 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。
- 3 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第十一条第一項第一号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 知的障害者の福祉に関する、第十一条第一項第一号ロに掲げる業務を行うこと。

4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の命を受けて、知的障害者の福祉に関する主として、次の業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第九条第四項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 市の知的障害者福祉司は、第十条第二項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。

（障害福祉サービス）

第十五条の四 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るもの）を除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

（障害者支援施設等への入所等の措置）

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

- 一 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 二 やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるとときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。
- 三 知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。

市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あら

かじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

◎ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）抄

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設

五 削除

六 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業

二 障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業

三 その他政令で定める社会福祉事業

3 この法律において「特定介護保険施設等」とは、次に掲げる施設又は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みに当たり独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出たもの又は共済契約者が機構に申し出たもの（第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものに限る。）をいう。

一 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅

介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業

- 二 老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム
- 三 その他前二号に準ずる施設又は事業であつて政令で定めるもの
- 4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものを行う。
- 5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。
- 6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至った場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。
- 7 この法律において「特定介護保険施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。
- 8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。
- 9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。
- 10 この法律において「共済契約者」とは、退職手当共済契約の当事者である経営者をいう。
- 11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。
- 12 この法律において「社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被

共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13

特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

◎ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）抄

（支給要件）

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

- 一 父母が婚姻を解消した児童
 - 二 父が死亡した児童
 - 三 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
 - 四 父の生死が明らかでない児童
 - 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの
- 2 前項の規定にかかるらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。
- 一 日本国内に住所を有しないとき。
 - 二 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
 - 三 父若しくは母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令

によるこれに相当する給付を受けることができる場合、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

四

- 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。
五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第一項に規定する里親に委託されているとき。

六

- 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

七

- 母の配偶者（前項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。

3

- 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

- 二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。

4 第一項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する児童（同時に同項第二号から第五号までのいずれかに該当する児童を除く。）についての手当は、父母が婚姻を解消した日の属する年の前年（当該手當に係る第六条の認定の請求が当該婚姻を解消した日の属する年の一月一日から五月三十一日までの間に行われた場合には、前々年。以下この項において同じ。）における当該児童の父の所得が、その者の所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）に規定する扶養親族（当該児童を除く。）及び当該父の同法に規定する扶養親族でない児童で当該父母が婚姻を解消した日の属する年の前年の十二月三十一日において生計を維持したもののが無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、父が日本国内に住所を有しないこと、父の所在が長期間明らかでないことその他の特別の事情により母又は養育者が父に当該児童についての扶養義務の履行を求めることが困難であると認められるときは、この限りでない。

5 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。
- 三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。
- 四 非永住者 居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去十年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が五年以下である個人をいう。
- 五 非居住者 居住者以外の個人をいう。
- 六 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。
- 七 外国法人 内国法人以外の法人をいう。
- 八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- 八の二 株主等 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。
- 八の三 法人課税信託 法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託をいう。
- 九 公社債 公債及び社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）をいう。
- 十 預貯金 預金及び貯金（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。
- 十一 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。第十二条の二及び第十三条において同じ。）並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託を除く。）をいう。
- 十二 貸付信託 貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項（定義）に規定する貸付信託をいう。
- 十二の二 投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。
- 十三 証券投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する外国投資信託をいう。

十四 オープン型の証券投資信託 証券投資信託のうち、元本の追加信託ができるものをいう。

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第二十四条（配当所得）、第二十五条（配当等とみなす金額）、第五十七条の四第三項（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）、第一百七十六条第一項及び第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、第二百二十四条の三第二項第一号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）並びに第二百二十五条第一項第二号（支払調書及び支払通知書）において同じ。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

十五の二 公社債等運用投資信託 証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債等（公社債、手形、指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。）その他の政令で定める資産をいう。）に對して運用するものとして政令で定めるものをいう。

十五の三 公募公社債等運用投資信託 その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項（定義）に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われた公社債等運用投資信託（法人税法第二条第二十九号ロ（2）に掲げる投資信託に該当するものに限る。）をいう。

十五の四 特定目的信託 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十三項（定義）に規定する特定目的信託をいう。

十五の五 特定受益証券発行信託 法人税法第二条第二十九号ハに規定する特定受益証券発行信託をいう。

十六 たな卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七 有価証券 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

十八 固定資産 土地（土地の上に存する権利を含む。）、減価償却資産、電話加入権その他の資産（山林を除く。）で政令で定めるものをいう。

十九 減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

二十 繰延資産 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果が

その支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。

二十一 各種所得 第二編第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得をいう。

二十二 各種所得の金額 第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、退職所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額をいう。

二十三 変動所得 漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年年の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。

二十四 臨時所得 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するものうち政令で定めるものをいう。

二十五 純損失の金額 第六十九条第一項（損益通算）に規定する損失の金額のうち同条の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額をいう。

二十六 雜損失の金額 第七十二条第一項（雑損控除）に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

二十七 災害 震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。

二十八 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

二十九 特別障害者 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。

三十 寡婦 次に掲げる者をいう。

イ　夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ　イに掲げる者のか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの

三十一 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

のうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。

三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下この号において「給与所得等」という。）を有するもののうち、合計所得金額が六十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校の学生、生徒又は児童
ロ 国、地方公共団体又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人、同法第六十四条第四項（私立専修学校及び私立各種学校）の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した学校教育法第一百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

ハ 職業訓練法人の行う職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第三項（職業訓練の認定）に規定する認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修するもの

三十三 控除対象配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

三十三の二 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の三第一項（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第十一條第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

三十四の二 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の三 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十五 特別農業所得者 その年において農業所得（米、麦、たばこ、果実、野菜若しくは花の生産若しくは栽培又は養蚕に係る事業その他これに類するものとして政令で定める事業から生ずる所得をいう。以下この号において同じ。）の金額が総所得金額の十分の七に相当する金額をこえ、かつ、その年九月一日以後に生ずる農業所得の金額がその年中の農業所得の金

額の十分の七をこえる者をいう。

三十六 予定納税額 第百四条第一項（予定納税額の納付）又は第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）（これららの規定を第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の額をいう。

三十七 確定申告書 第二編第五章第二節第一款及び第二款（確定申告）（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十八 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

三十九 修正申告書 国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

四十 青色申告書 第百四十三条（青色申告）（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する確定申告書及び確定申告書に係る修正申告書をいう。

四十一 確定申告期限 第百二十条第一項（確定所得申告）（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限をいい、年の中途において死亡し又は出国をした場合には、第百二十五条第一項（年の中途中で死亡した場合の確定申告）又は第百二十七条第一項（年の中途中で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限をいう。

四十二 出国 居住者については、国税通則法第百十七条第二項（納稅管理人）の規定による納稅管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、非居住者については、同項の規定による納稅管理人の届出をしないで国内に居所を有しないこととなること（国内に居所を有しない非居住者で第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課稅の方法）に掲げる非居住者に該当するものについては、これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなることとし、国内に居所を有しない非居住者で同項第四号に掲げる非居住者に該当するものについては、国内において行う第百六十一条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を廃止することとする。）をいう。

四十三 更正 国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

四十四 決定 第十九条（納稅地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四五 源泉徵収 第四編第一章から第六章まで（源泉徵収）の規定により所得税を徵収し及び納付することをいう。

四十六 附帶税 国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帶税をいう。

四十七 充當 第百九十条（年末調整）及び第一百九十二条（過納額の還付）の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項（充當）の規定による充當をいう。

四十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。

2 この法律において、「相続人」には、包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には、包括遺贈者を含むものとする。

◎ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）抄

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第三条 国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

- 一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- 二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行なう公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業
- 三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- 四 公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）第八条第三項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の災害復旧
- 六 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- 六の二 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- 七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

- 八 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- 九 売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
- 十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百二十四号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- 十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五十七条第四号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業
- 十二 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附隨して行なうものを除く。）
- 十三 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）
- 十四 激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの
- 2 前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。

◎
（支給要件）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）抄

第十七条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

◎ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）抄

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

- 一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書
- 二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書
- 三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書	日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者

清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一項第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書

同法第二条第三項（定義）に規定する中央会

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号並びに第十三号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧縊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書

独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第七号まで（業務の範囲）の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務に関する文書

独立行政法人情報通信研究機構

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一

日本私立学校振興・共済事業団

			項目第二号（業務）の業務に関する文書	
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	
		情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人情報処理推進機構	
		独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第三号（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人海洋研究開発機構	
		独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者	
		社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号（定義）に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書	社会福祉法人その他当該資金を融通する者又は当該資金の融通を受ける者	
		船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるも	当該資金の貸付けを受ける者	

				の
公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十二年法律第六十五号）に定める公衆衛生修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二一十三号）に定める矯正医官修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に定める資金の貸付けに関する文書	当該修学資金の貸与を受ける者	当該修学資金の貸与を受ける者
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第一項第三号（福祉事業）の貸付け並びに同項第四号及び第五号（福祉事業）の事業に関する文書	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）に規定する資金の貸付けに関する文書	当該資金の貸付けを受ける者	当該資金の貸付けを受ける者	当該資金の貸付けを受ける者
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二条）第一百十二条第一項第二号（福祉事業）の貸付け並びに同項第三号及び第四号（福祉事業）の事業に関する文書	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第一項第三号（福祉事業）の貸付け並びに同項第四号及び第五号（福祉事業）の事業に関する文書	日本私立学校振興・共済事業団又は同法第十四条第一項（加入者）に規定する加入者	日本公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は国家公務員共済組合の組合員	日本公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合の組合員

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百一十九号）に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	社会保険診療報酬支払基金又は同法第一条（目的）に規定する保険者
厚生年金保険法第百三十条第一項から第三項まで（基金の業務）又は第百五十九条第一項及び第二項（連合会の業務）に規定する給付並びに同条第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十五条の六第二項（裁定）に規定する給付に関する文書	厚生年金基金又は企業年金連合会
自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）に定める自動車損害賠償責任保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書	保険会社又は同法第六条第二項に規定する組合
国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、国民健康保険法附則第十七条各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書	社会保険診療報酬支払基金
国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第一百二十八条第一項（基金の業務）又は第二百三十七条の十五第一項（連合会の業務）に規定する給付及び同条第二項第一号（連合会の業務）に掲げる事業並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三条第三項（支給要件）、第三十七条第三項（支給要件）及び	国民年金基金又は国民年金基金連合会

第四十条（支給要件）に規定する給付に関する文書

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七条第三項（退職金共済手帳の交付）の退職金共済手帳又は同法第七十条（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る金銭の受取書

同法第二条第六項（定義）に規定する共済契約者又は同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から退職金共済証紙の受払いに関する業務の委託を受けた金融機関

漁業災害補償法第一百一条第一項（事務の委託）に規定する事務の委託に関する文書又は同法第百九十六条の三第一号（業務）に定める資金の貸付け若しくは同条第二号（業務）に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書（漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書又は同法第三十三条第一項（労働保険事務組合）の規定による労働保険事務の委託に関する文書

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第九条第一号（業務の範囲）に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付に関する文書

同法の規定による事業主又は同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合

独立行政法人農業者年金基金又は同法第十条第一項第二号（業務の委託）に規定する農業協同組合

高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項第一号（国保連合会の業務）に掲げる業務及び介護保険法第百七十六条第一項第一号（連合会の業務）に掲げる業務に関する文書

国民健康保険団体連合会

確定給付企業年金法第三十条第三項（裁定）に規定する給付に関する文書

企業年金基金

◎ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）抄

事業の区分	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設及び政令で定めるその他の消防用施設の整備	二分の一	国の負担割合
公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎で、構造上危険な状態にあるものの改築	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ。）若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	三分の二	三分の一
公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎で、構造上危険な状態にあるものの改築	二分の一	二分の一	二分の一

補強で、文部科学大臣の定める基準に適合するもの

地方公共団体の設置するものにあつては
三分の一)

◎ 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）抄

（地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等）

第四条 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの（当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの（都道府県が実施するものを除き、当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合（以下「都道府県の負担割合」という。）は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 国は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参照して、当該交付金の額を算定するものとする。

別表第一（第四条関係）

事業の区分	国の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一

			べき地における公立の診療所であつて政令で定めるものの改築	
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	三分の二			
公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものへの改築	二分の一			
公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強（次項に掲げるものを除く。）	二分の一			

地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの

地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの

負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの

別表第二（第四条関係）

事業の区分			
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	国の負担割合 六分の一	二分の一	二分の一

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第一 (第六条関係)

- 一 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）
- 二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外國貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「有価証券等」という。）の譲渡
- 三 利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、所得税法第二条第一項第十号（定義）に規定する合同運用信託、同項第十五号に規定する公社債投資信託又は同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

四 次に掲げる資産の譲渡

- イ 郵便事業株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第三条第一項（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項（施設の設置）に規定する再委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。））を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（別表

第二において「印紙」と総称する。)の譲渡

口 地方公共団体又は売りさばき人(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第一項(証紙による収入の方法等)(同法第二百九十二条(都道府県及び市町村に関する規定の準用)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一百五十五条第六項(自動車税の徴収の方法)、同法第二百九十条第三項(道府県法定外普通税の証紙徴収の手続)、第四百四十六条第六項(軽自動車税の徴収の方法)、第六百九十八条第三項(市町村法定外普通税の証紙徴収の手続)、第六百九十九条の十三第四項(自動車取得税の納付の方法)、第七百条の六十九第三項(狩猟税の証紙徴収の手続)及び第七百三十三条の二十七第三項(法定外目的税の証紙徴収の手続)(これらの規定を同法第一条第二項(用語)において準用する場合を含む。)に規定する条例に基づき指定された者をいう。)が行う証紙(地方自治法第二百三十一条の二第一項に規定する使用料又は手数料の徴収に係る証紙並びに地方税法第一条第一項第十三号に規定する証紙徴収に係る証紙及び同法第六百九十九条の十三第一項(同法第一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する証紙をいう。別表第二において同じ。)の譲渡

ハ 物品切手(商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く。)その他これに類するものとして政令で定めるもの(別表第二において「物品切手等」という。)の譲渡

五

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの(政令で定めるものを除く。)

- (1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定
- (2) 検査、検定、試験、審査、証明及び講習
- (3) 公文書の交付(再交付及び書換交付を含む。)、更新、訂正、閲覧及び謄写
- (4) 裁判その他の紛争の処理

口 イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十二条第四項(執行官)又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七条第一項(手数料等)の手数料を対価とする役務の提供
二 外国為替及び外国貿易法第五十五条の七(外国為替業務に関する事項の報告)に規定する外国為替業務(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第五号(業務の範囲)に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、

取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。) に係る役務の提供

六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等 (これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)

イ 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号)、船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) (防衛省の職員の給与等に関する法律 (昭和二十七年法律第二百六十六号) 第二十二条第一項 (療養等)においてその例によるものとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 又は私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号) の規定に基づく医療、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第百十七号) の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療

二 公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和四十八年法律第百十一号) の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養

ホ 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療
ヘ 自動車損害賠償保障法 (昭和三十年法律第九十七号) の規定による損害賠償額の支払 (同法第七十二条第一項 (定義) の規定による損害をてん補するための支払を含む。) を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養

ト イから今までに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの
七 次に掲げる資産の譲渡等 (前号の規定に該当するものを除く。)

イ 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス (訪問介護、訪

問入浴介護その他の政令で定めるものに限る。）、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ ロに掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

八 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（第六号並びに前号イ及びロの規定に該当するものを除く。）

九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第一項（定義）に規定する埋葬に係る埋葬料又は同条第二項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供

十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの（別表第二において「身体障害者用物品」という。）の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等

十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供

ロ 学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第二百二十五条第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供

ハ 学校教育法第二百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供

ニ イからハまでに掲げる教育に関する役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

十二 学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第六十二条（高等学校）及び第七十条第一項（中等教育学校）において準用する場合並びに同法第八十二条（特別支援学校）においてこれらの規定を準用する場

合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡

十三 住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

◎ 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）抄

（適用除外に関する経過措置）

第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第六項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているもののうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。

2 当分の間、介護保険法第十条第二号の規定の適用については、同号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「至つたとき」とあるのは「至つたとき又は当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者若しくは六十五歳以上の者が介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項に該当しなくなつたとき」とし、同法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「翌日」とあるのは、「翌日又は介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項に該当するに至つた日の翌日」とする。

◎ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）抄

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのつとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めな

ければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たつて参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要な事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとすることは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

◎ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）抄

第六条 地方公共団体は、その区域について、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画（以下「地域住宅計画」という。）を作成することができる。

2 地域住宅計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域住宅計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 公的賃貸住宅等の整備に関する事業
ロ 公共公益施設の整備に関する事業
ハ その他国土交通省令で定める事業

三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項
四 計画期間

五 その他国土交通省令で定める事項

3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該地域住宅計画を作成する地方公共団体が実施する事業又は事務（以下「事業等」という。）に係るものと記載するほか、必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財團法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの（以下「機構等」という。）が実施する事業等（当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものと記載することができる。

4 地方公共団体は、地域住宅計画に機構等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該機構等の同意を得なければならない。

5 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下「指定都市等」という。）を除く。第八項を除き、以下同じ。）は、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事業（以下「優良賃貸住宅整備事業」という。）に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十六条に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他）の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。

7 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、第二項第二号の事業の実施に伴い住宅の明渡しの請求を受けた者その他当該地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内において住宅の確保に特に配慮を要する者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「配慮入居者」という。）に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、同項第三号に掲げる事項に、配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載することがで

きる。

- 8 地方公共団体は、地域住宅計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあつては関係市町村に、市町村にあつては都道府県に、当該地域住宅計画の写しを送付しなければならない。
- 9 第三項から前項までの規定は、地域住宅計画の変更について準用する。

- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）抄

（児童福祉法等の特例）

第十三条 第三条第一項の認定を受けた市町村が設置する保育所又は同項各号に掲げる要件に適合しているものとして同条第三項の規定による公示がされた都道府県が設置する保育所に係る児童福祉法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「すべて」とあるのは「すべて及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども」と、「児童を」とあるのは「当該申込書に係る児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより」とする。

2 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十 四条第 二項	市町村に提出しなければ
保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わ	入所を希望する私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを市町村に送付しなければ

これ	第四十 六条の 二	市町村は、一の保育所について、当該保育所 申込書に係る児童のすべて	私立認定保育所は、当該私立認定保育所 規定期により送付された申込書に係る児童のすべて（就学前 保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつて は、当該児童のすべて及び就学前保育等推進法第四条第一 項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども）	つて行うことができる の旨を通知するとともに、当該申込書を送付しなければな らない
当該通知に係る児童の入所	都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規 定により保育所における保育を行うことの権限及び 第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が 当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている 場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の 規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護 の実施のための委託若しくは保育所における保育を 行うことの委託	児童を 当該保育所に 当該私立認定保育所に 当該申込書に係る児童（就学前保育等推進法第三条第一項 の認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子ど も）を厚生労働省令の定めるところにより 第二十四条第二項の規定による通知	当該申込書に係る児童（就学前保育等推進法第三条第一項 の認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子ど も）を厚生労働省令の定めるところにより 第二十四条第二項の規定による通知	

第五十 一条第 四号	保育費用	
第五十 六条第 八項	第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令	保育費用から就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料に相当する額（当該額が第五十六条第三項の市町村の長が定める額を基礎として政令の定めるところにより算定した額を下回るときは当該算定した額とする。以下「保育料額」という。）を控除した額
第五十 六条第 八項	本人又はその扶養義務者	保育料額の算定 私立認定保育所における保育を行うことに係る児童の保護者

◎ 行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）抄

附則

第四条 この法律の施行後にされる行政庁の処分であつて次の各号に掲げるもの又はこの法律の施行後にされる申請に係る行政庁の不作為であつて次の各号に掲げるものに係るものについての不服申立てについては、当分の間、この法律の規定は適用せず、この法律による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）の規定はなおその効力を有する。

- 一 地方自治法第二条第九項に規定する法定受託事務に係る処分
- 二 地方自治法第一百四十三条第一項の規定により普通地方公共団体の選挙管理委員会がする決定、同法第一百八十一条の五第七項の規定により普通地方公共団体の委員会の委員の選任権者若しくは委員の選任権者がする決定、同法第一百八十四条第一項の規定により普通地方公共団体の委員の選任権者若しくは委員の選任権者がする決定、同法第一百八十四条第一項の規定により普通地方公共団体の選挙管理委員会がする決定、同法第二百三条、第二百四条若しくは第二百五条の規定により普通地

方公共団体の機関がする給与その他の給付に関する処分、同法第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の機関がする行政財産を使用する権利に関する処分、同法第二百四十三条の二第三項（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により普通地方公共団体の長（地方公営企業法第七条に規定する管理者を含む。）がする処分、普通地方公共団体の機関（指定管理者を含む。）がする公の施設を利用する権利に関する処分（次号から第三十二号までに掲げるものを除く。）又は普通地方公共団体の機関がする過料の処分（次号から第三十二号までに掲げるものを除く。）

三　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の規定により地方公共団体の長又は教育委員会がする処分（同令第二十二条第五項の補償金額の決定を除く。）

四　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）若しくはこれに基づく命令の規定又は同法第二十六条の規定により定められた漁港管理規程により漁港管理者がする処分

五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定により特定行政庁、建築主事、建築監視員又は指定確認検査機関がする処分

六　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により収用委員会がする裁決（第一号に掲げるものを除く。）

七　道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）の規定により都道府県若しくは市町村である道路管理者がする処分（第一号に掲げるものを除く。）又は同法の規定により他の工作物の管理者が道路管理者に代わつてする処分

八　土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）の規定により土地区画整理組合、区画整理会社、市町村、都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社がする処分（同法第二百二十七条に規定するものを除く。）

九　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の規定により地方公共団体である公園管理者がする同法第三十四条第一項各号に掲げる処分又は同法の規定により他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてする同項各号に掲げる処分若しくは同法第十二条第一項の規定による許可を与える、若しくは与えない処分

十　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の規定により他の工作物の管理者が国土交通大臣に代わつてする処分

十一　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二十四条第一項の規定により施行者であった者がする承認又は不承認の処分（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第二百号）附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第三十四条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十四条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構がする承認又は不承認の処分を含む。）

十二 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定により市町村、特別区又は国民健康保険組合がする保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分

- 十三 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第十一条第二項又は第十三条第二項の規定により施行者がする処分
- 十四 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の規定により都道府県又は市町村である道路管理者がする処分（第一号に掲げるものを除く。）
- 十五 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第三十三条第一項の規定により施行者であつた者がする承認又は不承認の処分（独立行政法人都市再生機構法附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四十一条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第三十三条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構がする承認又は不承認の処分を含む。）
- 十六 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）の規定により他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてする処分（第一号に掲げるものを除く。）
- 十七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定により市町村長がする処分
- 十八 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の規定により市街地再開発組合、再開発会社、市町村、都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社がする処分（同法第一百二十七条に規定するものを除く。）
- 十九 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二章第三節の規定により施行者がその施行する土地整理に関する処分（同法第六十四条第一項に規定するものを除く。）
- 二十 土地利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項の規定により都道府県知事がする処分
- 二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四章を除く。）又はこれに基づく命令の規定により住宅街区整備組合、市町村、都府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社がする処分（同法第九十七条に規定するものを除く。）
- 二十二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により市町村又は後期高齢者医療広域連合がする後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第四章の規定による徴収金に関する処分
- 二十三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条又は第四条の規定により都道府県公安委員会がする指定

二十四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の規定により都道府県又は市町村である道路管理者がする処分（第一号に掲げるものを除く。）

二十五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十五条第一項、第十八条第一項若しくは第二十八条第一項の規定により市町村長がする処分又は同法第六章の規定により防災街区整備事業組合、事業会社、市町村、都道府県、独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社がする処分（同法第三百五条に規定するものを除く。）

二十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により市町村又は特別区がする保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第二百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）に関する処分二十七大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の規定により都道府県知事がする使用の認可に関する処分

二十八都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わってする処分（第一号に掲げるものを除く。）

二十九マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第一百四条第一項、第一百七条第一項、第一百十一条第一項（同法第二百六条において準用する場合を含む。）、第一百十二条第一項又は第一百十五条第一項の規定により市町村長がする処分

三十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定により市町村がする介護給付費等に係る処分

三十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わってする処分（第一号に掲げるものを除く。）

三十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第二号）第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わってする都市公園法第三十四条第一項各号に掲げる処分